

「指定 居宅介護等事業」
重 要 事 項 説 明 書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者居宅介護サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として居宅生活支援費の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目 次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間と利用定員	2
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	7
8. サービス実施の記録について	8
9. 損害賠償保険への加入	8
10. 虐待の防止について	8
11. 苦情の受付について	8

社会福祉法人 長崎県障害者福祉事業団
にじいろ 指定 居宅介護事業所

当事業所は長崎県の指定を受けています
(長崎県指定 第4210201010号)

1. 事業者

名称	社会福祉法人 長崎県障害者福祉事業団
所在地	〒858-0926 長崎県佐世保市大潟町50番地1
電話番号	0956-59-5552
代表者氏名	理事長 ・村 勝彦
設立年月日	昭和48年12月25日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護事業所 (主たる対象者：障害者)
事業の目的	指定居宅介護等事業は、障害者総合支援法に従い、利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的としてサービスを提供します。
事業所の名称	にじいろ 指定居宅介護事業所
事業所の所在地	長崎県佐世保市俵町29番23号 1階
連絡先	電話 0956-55-5705 専用携帯電話 080-2695-9676 ホームページアドレス http://niji-iro.or.jp/ メールアドレス helperkyotaku@orion.ocn.ne.jp
管理者氏名	(職名) にじいろ サービス提供責任者 宮崎 雅子 (兼任)
事業所の運営方針	利用者等が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護、相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。
開設年月	平成23年3月1日

3. 事業実施地域

佐世保市内 (但し、宇久町・江迎町・小佐々町・鹿町町・世知原町・吉井町は除く)

4. 営業時間と利用定員

営業日	日曜日から土曜日
受付時間	月曜～金曜 8時45分～17時30分 (祝日を除く)
サービス提供時間帯	7時00分～23時00分

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉 ＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤 兼務	非常勤	常勤 換算	指定 基準
管 理 者	1名			1
サービス提供責任者	1名			1
居宅介護従事者 (ホームヘルパー)		5名	3.8	
介護福祉士	1名	1名		
ヘルパー1級				
ヘルパー2級		17名		

当事業所では、利用者に対して指定障害者居宅介護を提供する職員として上記の職員を配置しています。

＊常勤換算：職員の週あたりの勤務時間の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週 38 時間 45 分）で除した数です。（例）週 7 時間 45 分勤務の職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（7 時間 45 分× 5 名÷ 38 時間 45 分＝ 1 名）となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護等計画書」とサービス内容（契約書第 3 条・第 4 条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護等計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護等計画」は、市町が決定した居宅介護の「支給量」（「受給者証」に記載してあります）と利用者の意向や心身の状態を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護等計画」は利用者や家族に説明し、同意をいただくとともに、申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービスの区分及びサービス内容〉

①身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排せつ、食事などの介助をします。）

- ・ 入浴介助、清拭、洗髪：入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- ・ 排せつの介助：排せつの介助、おむつ交換を行います。
- ・ 食事介助：食事の介助を行います。
- ・ 衣類の着脱介助：衣類の脱ぎ着の介助を行います。
- ・ 服薬介助：お薬の服用の介助を行います。
- ＊ その他必要な身体介護を行います。

②家事援助

- ・ 調理：利用者の食事を作ります。（ご家族分の調理は行いません）
- ・ 洗濯：利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の衣類は行いません）
- ・ 掃除：利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- ・ 買物：利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします。（ご家族分の買い物は行いません）
- ・ その他関係機関への連絡など必要な援助を行います。
- ＊ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

* 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③通院等介助（通院等の介助を行います）

- ・ 病院等への通院の介助を行います。（訪問介護員の車輜は使用しません）

④移動支援

- ・ 病院等以外への外出の介助を行います。（訪問介護員の車両は使用しません）

⑤重度訪問介護（身体介護や家事援助、見守りなど生活全般を支援します。）

（重度の肢体不自由者で常時介護を有する方に日常生活全般に常時支援を要する方を対象としたサービスです。）

- ・ 身体介護、家事援助、見守り、外出介護等を行います。具体的な内容は、①身体介護、②家事援助と同様です。

⑥同行援護

（視覚障害により移動に困難を有する方に、外出介護を行うサービスです。）

- ・ 外出に同行し、外出の際に必要な援助を行います。

⑦緊急時における対応

サービス受付時間（8：45～17：30）において、利用者に緊急の事態等が発生した場合、事業所及び専用携帯電話による、常時の連絡体制を確保し、その状況に応じて家族等及び指定障害福祉サービス事業者・関係機関等との連絡・調整、その他必要な措置を行います。

※専用携帯電話番号 080-2695-9676

⑧その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

（2）利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスのご利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

身体介護	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満	1時間30分 以上2時間 未満
	1. 利用料金	2,450円	3,880円	5,640円	6,440円
2. うち介護給付費が 給付される金額	2,205円	3,492円	5,076円	5,796円	
3. サービス利用に係る 自己負担額	245円	388円	564円	644円	
家事援助	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分 未満
	1. 利用料金	1,010円	1,460円	1,890円	2,290円

	2. うち介護給付費が 給付される金額	909 円	1,314 円	1,701 円	2,061 円
	3. サービス利用に係る 自己負担額	101 円	146 円	189 円	229 円
通院等 介助（身体 介護を伴う）	サービスに要する時間	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分 未満	1 時間 30 分 以上 2 時間 未満
	1. 利用料金	2,450 円	3,880 円	5,640 円	6,440 円
	2. うち介護給付費が 給付される金額	2,205 円	3,492 円	5,076 円	5,796 円
	3. サービス利用に係る 自己負担額	245 円	388 円	564 円	644 円

重度訪問 介護	サービスに要する時間	1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分 未満	1 時間 30 分 以上 2 時間 未満	2 時間以上 2 時間 30 分 未満
	1. 利用料金	1,830 円	2,730 円	3,640 円	4,550 円
	2. うち介護給付費が 給付される金額	1,647 円	2,457 円	3,276 円	4,095 円
	3. サービス利用に係る 自己負担額	183 円	273 円	364 円	455 円

同行援護 （身体 介護を伴う）	サービスに要する時間	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分 未満	1 時間 30 分 以上
	1. 利用料金	2,560 円	4,050 円	5,890 円	6,720 円
	2. うち介護給付費が 給付される金額	2,304 円	3,645 円	5,301 円	6,048 円
	3. サービス利用に係る 自己負担額	256 円	405 円	589 円	672 円

* 平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、支給限度額の範囲内であれば、介護給付費の対象となります。

- ・ 早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）：25%増
- ・ 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%増

① 2 人のホームヘルパーにより訪問を行った場合

1 人のホームヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもとで 2 人のホームヘルパーでサービスを提供した場合は、2 倍の利用者負担額をいただきます。

②利用者負担額の上限等について

- ・ 介護給付費対象のサービス利用者負担額は、上限が定められています。そのため、サービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。本事業所が代理受領を行った介護給付費額は、利用者へ通知します。
- ・ 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合は、サービス利用開始の際にその旨をお申し出下さい。

* 移動支援事業については、各市町村が定める単価表、加算設定、上限負担額に準じます。

(3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をお支払いいただきます。

- ①「移動介護」や「通院介助」においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます）
- ②利用者のご希望により、支給決定量を超えたサービスを利用される場合は、介護給付費基準額の全額に相当する額をご負担いただきます。（サービス利用料とともに1カ月ごとにお支払いいただきます。）
- ③利用者のご希望により、介護給付費支給対象外のサービスを利用される場合は、介護給付費基準額の全額に相当する額をご負担いただきます。（サービス利用料とともに1カ月ごとにお支払いいただきます。）

(4) 利用者負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（2）及び（3）の②③の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月月末まで（銀行休業日の場合は翌営業日）に以下の方法でお支払い下さい。（1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

【負担金の支払い方法】

ア. 現金支払…社会福祉法人 長崎県障害者福祉事業団 にじいろ 事務所まで イ. 指定口座への振り込み…親和銀行 浜田町支店 口座番号 0094293 名義 社会福祉法人 長崎県障害者福祉事業団 理事長 ・村 勝彦 (シヤイクシホジシ ン カガサケンシヨウカ イシヤフクシジギョウダシ ン リジチヨウ ヨシムラ カツヒコ)
--

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ①利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止または変更することが出来ます。この場合にはサービス実施の前日17時までに事業者へ連絡して下さい。
- ②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむを得ない場合取消料はいただきません。

利用予定日の前日の17時までに申し出があった場合

無 料

利用予定日の前日の17時までに申し出がなかった場合

利用者負担相当額

③市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することも出来ます。

④サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供が出来ないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその1カ月前までにご説明します。

(7) 利用者負担の減免について

①利用者負担に関する月額上限

1カ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況に応じて）下表のとおり月額負担上限額が設定され（平成22年4月より低所得1、2の利用者負担が無料）、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	1カ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	
低所得2	市町村民税非課税世帯 例)3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例)単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯	37,200円

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供責任者について

利用者と居宅介護利用の契約を締結し、佐世保市をはじめとする行政機関への報告、調整、居宅介護計画の作成、ホームヘルパーの調整、指示を行います。

(2) ホームヘルパーについて

①サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

②利用者から特定のホームヘルパーを指名することは出来ませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、ご遠慮なく相談下さい。

(3) サービス提供について

①サービスは、「居宅介護等計画」に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

②サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

(4) サービス内容の変更

①訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせ下さい。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(6) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為（服薬介助を除く）

②利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

③利用者もしくはご家族等からの金銭または物品、飲食の授受

④契約者のご家族等に対するサービスの提供

⑤飲酒、喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます）

⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます）

⑦その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出下さい。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9. 損害賠償保険への加入（契約書第9条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損保ジャパン
保険名	社会福祉施設総合保険
補償の概要	居宅介護・重度訪問介護・訪問介護などの居宅サービスについて、基本契約と同じく「対人賠償」「対物賠償」「管理財物」「人格権侵害」「対人見舞費用」等の補償

10. 虐待の防止について（契約書第14条参照）

当事業所における虐待防止のため、以下のとおり責任者を設置し、職員研修を開催します。

- 虐待防止責任者 宮崎 雅子
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時45分～17時30分
- 職員研修 毎年開催

11. 苦情の受付について（契約書第15条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等、情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- お客様相談係〈苦情受付窓口(担当者)〉 宮崎 雅子
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時45分～17時30分
- 苦情解決責任者〔職・氏名〕 にじいろ施設長 南部 幸子
- 苦情解決副責任者〔職・氏名〕 にじいろ事業部長 中村 朝和
- ホームページアドレス：<http://niji-iro.or.jp>

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することも出来ます。

<第三者委員一覧>

丸田 健	佐世保市船越町1064	TEL 28-0502
神吉 清久	佐世保市吉岡町55-23	TEL 49-5176

(3) 行政機関その他苦情受付機関

長崎県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地	長崎市茂里町3-24
	電話番号	095-842-6410
	受付時間	09:00~17:00

同意書

平成 年 月 日

指定障害者サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者	(職名)	サービス提供責任者	(氏名)	宮崎 雅子
-----	------	-----------	------	-------

説明者	(職名)	サービス提供責任者	(氏名)	宮崎 雅子	印
-----	------	-----------	------	-------	---

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定同行援護・移動支援事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住所 〒	—
-----	------	---

氏名	印
----	---

代理人	住所 〒	—
-----	------	---

氏名	印 (続柄)
----	---------